

シュライエルマッハー教育学成立の 歴史的背景（承前）

武 安 育

ヘルンフート兄弟団がシュライエルマッハーの民主主義的、
反封建主義的態度形成に果たした教育的意義

若きシュライエルマッハーは 14 才から 19 才（1987 年）迄、従って、人間の心の形成にとって決定的な時期を兄弟団で過ごした。そこで、このヘルンフート兄弟団の教育的、宗教的目标や努力が、彼のこの思想的、宗教的形成期において、いかなる意義を持っていたかに関して言及してみたい。確かに、従来からこの点に関する研究も多く行われて来ている⁽¹⁾。しかし、これまであまり考慮されなかったことは、彼が後に社会的諸問題に関して取った態度に彼の受けた教育歴、即ち、ヘルンフートの学校と兄弟団で過ごし、ここで受けた革新的な伝統が強く影響している、という点である。

ヘルンフート兄弟団は 18 世紀の前半期に成立し、ここでは敬虔主義者 A. H. フランケ (Francke) の教え子であったチンツェンドルフ (Zinzendorf) 伯爵が、オーバーラウリッツのベルテルスドルフ (Bertelsdorf) の自領地に、追放されたり宗教的圧迫を蒙ったボヘミヤ兄弟団の残存者達を受け入れて彼等の自由な宗教的生活・活動が行なわれていた。そのようなところから、宗教的迫害者達にとっては誠に自由な場所であり、様々な特徴を持った諸宗派が混在していた。そのためにこの兄弟団は共同で生活必需品を調達し、また宗教共同体としてのある程度の統一や一致を保持する必要のために、やがてヘルンフート固有の規定や生活組織、生活観の形成を必要とするようになる。そして

この当時、この教団の発展に決定的な影響を与えたのは、ヴァルドル派、ウイクリフ派、タボオーラ派、フス派の各宗派の伝統を受け継いで生活していたボヘミヤ兄弟団であった⁽²⁾。

大規模な共同舎屋で生活していた再洗礼派のヴァルドル派人達には、以前と同様に兄弟団では所謂“聖歌隊別分団(Chortrennung)”が成立していた。兄弟団の構成員は“それぞれの集団、児童集団(学童以前期)、少年期、少女期、独身青年期(男)、独身青年期(女)、結婚期、寡婦期、寡夫期に分れていたのであった”。

“この集団の多くのものは一般に集団舎屋と呼ばれる一軒の家にそれぞれが共同で住んでいる。既婚者は別である”⁽³⁾。(既婚者は兄弟団に所属する独立の職業人でしばしばそれぞれの家に住んでいた)。

私有財産の問題は長い間、人間の日々の活動は“主のための奉仕”として、特別な現世の目的を明示することなく覆い隠されていた。従って、最初から私有財産にはある干渉があった。住居や家賃は兄弟団によって定められ、彼等の言う被保護觀察中に当る場合には、共同体員の定職は取りあげられた⁽⁴⁾。その意味でやはり本来的に彼等の職業生活は完全には自由化されていなかった。“独身青年宿舎”には手工業の基盤となる共同工場ではなく、宿舎長は食事と住居のみを援助していた⁽⁵⁾。18世紀の中頃にはヘルンフートでかなり高度な工業化が始まった。アブラハム・デューリンガー(Abraham Düringer)はこの時期——他の産業部門と並んで——工場織維産業を一気に導入した。しかし、その為彼は秘密証書に署名しなければならなかった。“実際に万事がヘルンフートの計算以上に経営された”；勿論、公式的には各経営体は各自の名前を使った⁽⁶⁾。ヘルンフートの急速な産業成長のために、ラウリツの六つの競合都市(この中にはレーバウ(Löbau), チトー(Zittau), ゲーリツ(Görlitz)も含まれている)は、1764年にザクセン王に厳しい苦情を寄せている⁽⁷⁾。このことに関しての背景的な理由としては次のようなことが挙げられる。即ち、共同体構成員の団結が強固なため熟練工の移動が自由でなかった、共同体内で

の生活組織，厳格な教育，娯楽嫌惡，労働への宗教的衝動が集中的生産労働に相応しい前提となっていた等々。

兄弟団の宣教活動が，結果的に経済的先進国（例えば，スコットランドを除くイギリスには1825年頃，兄弟団の20もの大教会があった。）⁽⁸⁾から生産様式や体験をヘルンフートにもたらし，交易関係の締結に関しても援助することとなった。このようなことが生産活動に於てヘルンフートの優勢を可能にし，既に彼等が着手していた生産領域では，上記ラウリツの六都市も，自分たちの方が最初から不利な立場にあることを認めざるを得なかった⁽⁹⁾。

ところで，シュライエルマッハーの時代には私有財産権として隠蔽されていた共同体所有権の資本主義的私有財産権への変化が既に成し遂げられていた。その意味で，ヘルンフートは生産活動において本質的にそのような環境に適合していたのであった⁽¹⁰⁾。

共同体の個人生活への強い干渉もまた既に緩和されていた。最初の取り決めは，誰もがお互いに婚姻関係を結ぶことが出来るということであり，1825年シャーフ（Shaaff）の報告によると，婚姻締結のためには最長老者の同意があればよいのであった⁽¹¹⁾。また聖歌隊別に分けられていた子供の寄宿舎学校も，1769年からは官吏の子弟のみに入学が義務とされていた⁽¹²⁾。なお別の社会施設，例えば，共同体員用の医療施設の如きもので必要な医師達が確保されていた⁽¹³⁾。管理は民主的で各聖歌隊別共同体は仲間内より二人の委員長と別の委員を定め，彼等は単に管理的役割だけでなく，——ボヘミヤ兄弟団と同様に——素人ではあったが共同体員の心の世話をも行っていた。

各共同体の責任者である共同体の代表と最長老から成り立つ“最長老者会議”が最高管理組織で，この下にまた“兄弟団統一会議”があり，この会議は宗教会議間での全体的統一の仕事をしていた⁽¹⁴⁾。宗教会議は大規模の集会であり，各教会からの代議員が派遣されていた。またこの集会には“管理職全員”，“職務なしの体験豊かな少数の年配牧師”，そして幾らかのシスターが出席していた。

“宗教会議は、これまでの共同体の管理職がその役目を降りて会議に職務を委ね、これまでの行いの説明をすることから始まる”とリナール（Lynar）は報告している。

ところで重要なことは新しい管理者は平等の秘密選挙で選ばれることであり、その際勿論制限があり、シスターは選挙権を持たず、彼女達はただ「女性に關係のある事柄」だけに宗教会議での発言権を持っているに過ぎなかった。ヘルンフートの神秘的な感性の特徴としては、新しい選挙での集会の決定は同時に神の決定を表す、と言うことであった⁽¹⁵⁾。宗教会議の助言は統一共同体の生活全体の内容に関わっていて、法律や規定の改変もまたこの宗教会議によって行われた。“宗教会議の議定”は同時に兄弟団全体の決定であり、それは各牧師やシスターに報知された。

我々はまた——神秘的・宗教的制約と共に——統一兄弟団の当時の制度が極めて民主的特徴を持っていたことを知るのである。シュライエルマッハーが教会の自主管理、教会規定を支持し、国家生活の民主化、合法的状況への改善を要請したことは、学校の監督は市民議会に委ねられるべきであるという願望と同様に⁽¹⁶⁾、ヘルンフート兄弟団の模範的生活に倣うと言うことであったであろう。他面に於てヘルンフートの宗教生活観に含まれていた平和的・非闘争的また反革命的諸傾向が、シュライエルマッハーにおいてもまた注目されるべき、彼の改革的であっても決して革命的ではない態度に影響を与えていたものと見なされ得るであろう。

1783年から1785年まで、若きシュライエルマッハーはニースキー兄弟団の学校の生徒であった。この集落は1742年にボヘミヤ人の移民地として創設されていた。レスケ（Leske）はその“ザクセン旅行記”（Reise durch Sachsen）（1785）でこの地について次のように語っている：

“この地域は不毛の地であり、入植者の熱意がこの地を改良し快適にしてきたのであった。この地の最も目立った建物は兄弟団・姉妹団の建物であった。専門家集団の中では特に家具職人が挙げられ、彼等の堅固で芸術的で美しい仕事はよく知ら

れていた。麻、縞模様、ポプリン、木綿の様々な製品製作所はたいしたものであった。さらにマンチェスター綿布の工場、靴下工場、皮革工場も同様であって、良い皮の手袋も生産されていた。姉妹団の宿舎では木綿が織られていて、縫ったり、編んだりされてもいたが、編みものは特に素晴らしいかった”⁽¹⁷⁾。

ニースキーでもまた上述のヘルンフートの“経済魂”が共同体構成員の生活を特徴づけていた。

教育舎での教育内容は凡そドイツのラテン語学校ないしはギムナジウムのそれに相応するものであり専門によって分かれていた。ギリシャ語ラテン語は最も重要な教科科目であり、ドイツ語の授業は下級三段階に分かれたクラスの必修科目として学ばれた（全体は八段階に分かれていた）。

自然科学の科目は教科科目には完全に欠けていた。それに対して一連の近代言語、フランス語は必修語として、英語は選択語として上級のクラスの教科科目に定められていた。こういった教育課程が構成された必然性はおそらく第一に兄弟団の国際的使命を帯びた活動に基づいたものであった。宗教教育は週単位で時間が確定されていた。特徴的なことは、週の時間数が高学年になるにつれて多くなって行ったことである。（最低学年 21 時間にに対して、最高学年の 27 時間が一週間の時間数である）⁽¹⁸⁾。

この学校の教育内容の選択と範囲に関するシュライエルマッハーの立場は、疑いもなくニースキー時代の彼自身の体験を批判的に評価し、そのことが影響を与えたものとなっている。彼がその後母国語（ドイツ語）や文学教育の改善を機会あるごとに支持・弁護したのも、初等教育は別としてニースキーでは全く軽視され、ただ単に学校外での自由な活動に委ねられていたことを、自己自身の若き日の欠点と受け止めていたからであろう。この学校外の活動すら極めて狭量な制限下に置かれていたのであり、ヘルンフートの人達は生徒に自分達の宗教・人生観を遵守させ、当時の新興ドイツ文学の“精神（Geist）”を敵視していた為、監督官の了解なしにはそのような作品の読書を禁じていた。また特に自然科学関係の教科目は軽視され置き去りにされていたので、彼はその後、どの授業も次世代を担う生徒達の生活にとって役立つという観点から評価

されるべきであると強調した。自己のヘルンフートでの教育時代を振り返って、1794年に彼は次のような批判的発言をしている：

“と言うのも我々は兄弟団においては真に生活を準備し、労苦の報いられるような実践的方法に関しては何一つ学ばなかった”(19)。

(自然科学の領域でもまたドイツ文学の場合と同様に生徒達は欠陥の目だったしばしば彼等の生活に無関係な知識を、しかも彼等の個人的興味・関心にのみ委ねられ、その上それはまた学校外での活動においてしか獲得されることができなかつた)(20)。

シュライエルマッハーは未知の生きた言語を獲得する教育の機会は価値高いものと判断していた。それは兄弟団での授業や教師と生徒の国際的関連を通して提供されていたものであった。彼は後に“高級な職業生活”に就く青少年達の教育施設について述べる際に、生きた外国語の習得を養護している(21)。同様にその後公立学校の宗教教育の問題に対する彼の立場も、ヘルンフートの体験を通して影響を受けたものと見なされる。彼の宗教教育に対する根本的態度は家庭共同体と宗教共同体に基づいていた(22)。

ニースキーの教育施設での教育活動の全体は、厳しい監督下にあって成就する組織となっていた。

“絶えざる監督下にあって全ての悪から保護するというのが厳格に守られるべき根本原理であった。従って、教師達は寝室用の広間で一緒に寝ていた。ギムナジウムの上級生ですら部屋にあっても散歩にあっても絶えず監視されていた”(23)。

このような“監視体制”は多くの生徒達の批判や拒否を生み出した。シュライエルマッハーの友人スエーデン人のプリンクマンもまた15才の日記につぎの様に書きつづけている：

“下級寄宿生心得：寝室から一斉に退出、良き友人である兄弟の指導なくして読書しない、——私有物なし——手紙はすべて検閲を受ける。私は遵守したくない。華美は避ける、いつも部屋ごとに外出する、よく手紙を書く、喜んで奉仕する。こう言ったすべてのことについて他人と語ってはならない。毎日曜部屋会議、この時誰もが相手を批判したり、自己を弁護出来る。おお、なんたる単純な知者たることよ！(O singularem sapientam!)、私はこのようなことを嘲笑するだけで一日を全部潰してしまった”⁽²⁴⁾。

シュライエルマッハーはその後この心得の価値と限界を正確に検討し“防護法”を策定して、以下の様な結論に達している、「この方法は活動的で自主的な人間を教育する場合、ある限界内で生徒の年齢に応じつつ、漸次に制約・程度を高めつつ適用されるべきものである」⁽²⁵⁾。

いろいろな国とまた多様な社会階層の生徒達が一緒にいたことは仲間の摩擦を生じさせる多くの機会を与えることになりましたが、またこのような特徴的な共同体の中で目覚めた批判的な生徒達にとっては、切磋琢磨の結果進歩的な政治観を培うためによい機会にも恵まれることになった。

1784年（16才）の生徒数は全体で98名であり、その内デンマークから10名、イギリスから7名、オランダから2名、スイスから3名、バルト海の国々から若干名、そしてアメリカからの11名が“宣教師の子供達”であった⁽²⁶⁾。こうした事実が生徒達の間で政治的議論を起こさせたのであったが、例えばシュライエルマッハーの同級生であったオーケリー（Okely）の“書簡”がマイヤーの手によって伝えられているのであるが、その書簡の中でドイツの隸属状態と貴族制度に躍起になって反対しているのであり、彼は貴族こそが“バッタのような害虫よりもなお一層軍隊を荒廃・墮落させる悩みの種”と決めつけている。オーケリーはさらにまた続けて、現実にドイツは悪化し、しかも到るところでそうであり、ラインラントは僧侶支配の下にあり、自由都市ですら貴族支配下にある。しかるにイギリスはこの世での幸せな国であろう、メンデルスゾーンはこの国が啓蒙主義と文化とが共に歩調を揃えて前進しているが故に、そのような国として賞賛しているのである、と詳述している⁽²⁷⁾。

シュライエルマッハーがまだニースキー時代の兄弟団の魔力の下で生活し、その後二年間バルビーの統一兄弟団の神学校で過ごした間はヘルンフートの根拠薄弱な宗教的教義と専ら対決することとなり、またその解決の為に教会の指導もうけることとなった。バルビーでは学生達は独身男性宿舎に住みその規律に従っていた。彼等の“検閲官”は英国人、モーレ (Moore) 説教師で、彼は以前には綿布工場の責任者をしていた⁽²⁸⁾。シュライエルマッハーはここで自由時間を利用して、勿論外部でではあるが自分達の“心の詩人”と称していた、クロップシュトック (Klopstock), ウィーラント (Wieland), ゲーテ (Goethe), ヘルティー (Hölty) を愛読する仲間に加わっていた⁽²⁹⁾。バルビーではしばしばヴッテンベルクやハレから講師がまたバセドウやザルツマンが生徒達を伴って来訪し滞在した⁽³⁰⁾。シュライエルマッハーは監督官の眼のとどかぬ所で個人的な講義を秘かにうけたり、また別世界との関係をもつたりした。そのようなことが彼の心を兄弟団の教義や生活からの別離を一層促進することとなった。1787年彼は兄弟団を去って、ハレの神学校に入った。なお彼は1794年（26才）、自伝の中で兄弟団の学校での教育を振り返って“我々が聴講した惨めな論理学は、数々の制約の下で行われた授業であった……”と、このような有罪宣告を下している⁽³¹⁾。

シュライエルマッハーのフランス革命に対する立場

ドイツの硬直化した国家状況は、“国民の中の最も優秀で強力な頭脳でさえも……自国の将来に対するあらゆる希望を断念する”⁽³²⁾という結果にまで至ったのに対して、フランス市民階級や民衆は自国の革命機運の高揚した状況下で封建体制を徹底的に除去し始めたのであった。

フランス革命のドイツへの影響力は強烈なものであった：

“雷撃のように”とエンゲルスは述べているが、“フランス革命は、ドイツ人の言う「混乱」に陥れた”⁽³³⁾。

革命の初期の局面でドイツ市民社会とまた一部の貴族は到る所で共感と歓喜の内に賛成を表明した。このことは個々人にとって最初はほとんど完全に危険のないものであった、というのも個人的理由から例えばプロシヤの支配者達でさえもが最初は革命に色目を使っていたのであった。それはフランス革命の火でもって“ホーエンツォレルン家の権力政治の卵を熔ることが出来る”⁽³⁴⁾と確信していたからに他ならなかった。しかし、フランスの民衆が主権を実際的に徹底的に具体化し始め國を裏切った国王を処刑し、後にジャコバン党員の独裁者を任命した時に、ドイツのいわゆる“民衆の声”はフランス革命の出来事に対する彼等の立場を変えたのであった。

シュライエルマッハーもまたあの知的市民層に属していて、革命の徹底的な現実を目にしてたじろいでいたのであり、革命に対する感激も“全く形而上の”であり、革命を支える理論に同調の意を表したのに過ぎなかった。1793年（25才）の2月14日の父に宛てた書簡で、「私はフランス革命を全体的には極めて好意的に受け止めておりますが」、勿論、「人間の激情や過敏な概念がその際行つた全てのことについてではありません……」そして「これを模倣したいとも願つてはおりません」と述べている⁽³⁵⁾。彼は1792年、離婚問題と戸籍登録を教会外の法的事項としたことを積極的に評価した。即ち、そこに彼は国家と教会が聖・俗に賢明に分離されたと理解した⁽³⁶⁾。1797年の書簡で若きシュライエルマッハーはまた共和国の生活を肯定的に論じている。それと言うのも「それぞれの職業に従事する活発な精神の持ち主は公開された問題に共通に自由に参加することが出来たが故にである」が、しかし、同時に「共和国で知り合いになる友人が自己の不安の種にもなる」と、言うことを付け加えることも忘れてはいない⁽³⁷⁾。

はじめに説明されたように、フランス革命の出来事は——大規模には実際的模倣は生じなかつたのであるけれども——それでも思想的運動の持続的影響がドイツにおいても起こつた。この革命の闘争の理論的、実践的成果が一般的にドイツの若き知的市民層の思想的対決を豊かにさせたように、そのようにまたフランス革命の教育要求・計画また具体的な教育方策が特にドイツの進歩的教

育理念の形成や拡大にとって重要な役割を果たした(38)。勿論、フランスにとってこの革命期は“教育の領域において新しい教育制度や教育の包括的・拡大的意図を一気に実現する奮闘の期間であった”(39)。

シュライエルマッハーの教育的諸要求とフランス革命時代のフランス市民階級のそれとを比較してみて、ある是認されるべき一致点が明らかになる。それは既に彼も承知していた考え方を革命の諸体験が強化したり、また革命の諸体験が彼に新たな視点を解明したりして、いずれにしてもフランス革命の教育要求や計画がシュライエルマッハーのそれらにまた影響を与えていたからである。教育的視点の一致は個々において以下のように見出される。即ち、コンドルセの『公教育制度的一般組織に関する報告』(1792)と同様に、シュライエルマッハーは近代の学問は社会的確執からは中立・独立して存在すべきであり、従って、眞の学問が完全な進展を見るためには、何らの政治的、国家的権力に制約・規制されてはならない、というのである。このようなことは革命時においてこの報告が表わしていた核心的意義に他ならなかった(40)。シュライエルマッハーは『国家論』において、そのような状態を「最も願わしい価値ある状態」と特徴付け、そこで国家は「干渉や嫉妬することなく」、教会や学問からの支持を歓迎して待つべきであるという(41)。コンドルセはフランス市民層のより高度な政治的成熟を反映してドイツ市民層に対して次のように要求している：即ち、

「結局、いかなる国家権力も教会や学問に絶対的権力や影響力を行使してはならない。その影響力が新しい真理の発展を阻害したりまたその時代固有の政治や目下の関心事に矛盾するような学説の披瀝を邪魔してもならない」(42)。

「学問の自由」という合言葉は、若い市民層の知性が学説の監督、封建的権力や聖職者層の権力に、対抗して論争する中から生まれてきたのである。発展しつつある市民層は、この合言葉の普遍妥当性を要求する法的根拠を確立し——最もその要求は当時としては余りにも進歩的と見做されたのではあるが——彼等市民層自らが政治的支配階級として定着した後に、この合言葉の実現

に着手したいと考えていた。もっとも当時はまだ市民によって樹立されるべき社会秩序、それと共に台頭する新しい社会的敵対者の存在は明確に意識されてはいなかった。

これと密接に関連した学校の管理・監督問題に関して、シュライエルマッハーの見解はまたフランス革命期のそれを思い起こさせる。即ち、コンドルセはその報告書においてこの問題について次のように述べている。

「あらゆる授業の第一条件は真理以外には何も教えないことである。そのために公教育は、出来るだけ政治権力から独立していかなければならない：そうでなければこの公教育を国民代表者会議に委ねるべきである。公教育はあらゆる権力から清廉潔白で、特別な利益団体に誘導されることなく距離をとっておかなければならぬ」(43)。

シュライエルマッハーはさらに公教育の監督や指導を「国民自身の運営と指導の下でなされるべきであり、地方自治体とその法律に委ねられるべきである」と主張する(44)。

それに関するコンドルセは、フランス革命の諸要求の中で、市民の国民意識を目覚めさせ、高揚させるために国民祝祭を開催しこれを利用すべきであるとして次のように述べている。即ち、

「……教育手段として……例えば国民祝祭があり、この祝祭は地域住民や都市住民が、誉れ高い自由の時期を思いだすものとしてあるべきで、そのため祝祭は彼等の故郷の名誉となるような有徳な男達に捧げられるべきである。また祝祭は犠牲心にとんだ勇気ある毅然とした人間の行為をも敬仰し、その様な行為者の舞台は彼等の地域であり、そういった全てのことを通して祝祭が参加者の全てのものを教育し、人間として体得すべき義務を覚醒させまたその様な意識を愛することが出来るようすべきである」(45)。

シュライエルマッハーもまた『国家論』において同様に「公共生活、国民祝祭、全てそのようなもの」と「政治的心術」の強化のために果たす意義に関し

ても言及する。即ち、「祝祭にとっての眞の要素は自覺的な連帶意識の覚醒・表出であり、そこでは誰もが心や精神を自・他共通のものとし認知・受容されるべきなのである」と強調している⁽⁴⁶⁾。

注

- (1) Dilthey. Leben Schleiermachers. 2. Aufl. Berlin/Leipzig 1922. Schenkel. Friedrich Schliermacher. Eberfeld 1868. また特に Becker. Schleiermacher und Die Brüder gemeinsame. In: Monatshefte der Comenius-Gesellschaft. Bd., III. Leipzig 1894. Heft 2/3.
- (2) Vgl. これに關しては Robert Alt. Der fortschrittliche Charakter der Pädagogik Komenskys. Berlin. 1953. S. 92 ff.
- (3) Lynar. A. a. O., S. 55.
- (4) Hammer. Abraham Dürninger. Ein Herrnhuter Wirtschaftsmensch des 18 Jahrhunderts. 1925. S. 37.
- (5) Utterdörfer. Wirtschaftsgeist und Wirtschaftsorganisation Herrnhuts. 2. Teil. Herrnhut. 1926. S. 369.
- (6) Ebenda. S. 369.
- (7) Hammer. Abraham Dürninger. A. a. O., S. 151.
- (8) Schaaff. Die evangelische Brüdergemeine. Leipzig. 1825. S. 161.
- (9) Hammer. Abraham Dürninger. A. a. O., S. 151.
- (10) 競争的闘争が資本の蓄積を必要としたが、教団は宣教や教育活動の費用の負担を惜しむようなことはなかった。
- (11) Schaaff. Die evangelische Brüdergemeine. A. a. O., S. 158/159. 当初婚姻数は人為的に限定されていた、というのも実際的には親方の資格を所有する家族にのみ生活基盤が保証されているに過ぎなかつたからである。Hammer. A. a. O., S. 36 f.
- (12) Ebenda. S. 37.
- (13) Lynar. Nachricht von dem Ursprung. . . A. a. O., S. 56 ff.
- (14) Ebenda. S. 36 ff.
- (15) Sämtliche Angaben und Zitate aus Lynar. A. a. O., S. 50 f. 籤は神の判定として兄弟団の生活全体に、また特に兄弟団への入団に際しては役割を演じていた。シュライエルマッハーもまたこのニースキーの教育所の生徒として入所を許可されるために籤じ引きの判定を待たなければならなかつた。Dilthey. Leben Schleiermachers. A. a. O., S. 15. Vgl. ディルタイもまた。Aus Schleiermachers. Leben. In Briefen. Bd., I. 1858. S. 7.

- (16) Vgl. S. 98 f. dieser Arbeit.
- (17) E. R. Meyer からの引用。Schleiermachers und Brinkmanns Gang durch die Brüdergemeine. Leipzig. 1905. S. 76 f.
- (18) Ebenda. S. 87 f.
- (19) Aus Schleiermachers Leben. In Briefen. A. a. O., S. 10.
- (20) Meyer. Schleiermachers und Brinkmanns Gang durch die Brüdergemeine. A. a. O., S. 85.
- (21) Vgl. S. 144. dieser Arbeit.
- (22) Vgl. S. 135 f. dieser Arbeit.
- (23) Meyer. Schleiermachers und Brinkmanns Gang durch die Brüdergemeine. A. a. O., S. 81.
- (24) Ebenda.
- (25) Vgl. S. 168 f. dieser Arbeit.
- (26) Meyer. Schleiermachers und Brinkmanns Gang durch die Brüdergemeine. A. a. O., S. 84.
- (27) Ebenda. S. 84 f.
- (28) Ebenda. S. 161 ff.
- (29) Ebenda. S. 211.
- (30) Ebenda. S. 159.
- (31) Aus Schleiermachers Leben. In Briefen. A. a. O., S. 11.
- (32) Engels. ドイツの状況は……In Marx-Engels-Lenin-Stalin. Zur deutschen Geschichte. A. a. O., S. 12.
- (33) Ebenda.
- (34) Mehring. Zur preußischen Geschichte von Mittelalter bis Jena. A. a. O., S. 252.
- (35) Aus Schleiermachers Leben. In Briefen. A. a. O., S. 114 f.
- (36) Dilthey. Leben Schleiermachers. A. a. O., S. 74.
- (37) Aus Schleiermachers Leben. In Briefen. A. a. O., S. 165.
- (38) Vgl. 例えば、H. König. Nationalerziehung in Deutschland am Ende des 18. Jahrhunderts. Berlin. 1954. S. 29.
- (39) R. Alt. Erziehungsprogramme der Französischen Revolution. Berlin/Leipzig. 1949. S. 5.
- (40) ジロンド党の支持者、通商・産業中産階級の利益代表者でもあったコンドルセ (Condorcet, Antoine, Marquis, de, 1743–1794) は哲学者、数学者として、積分学、彗星の理論等に関する研究し、1792年には国民議会の代表者として「国民教育」の構想を起草した。彼の計画は革命期に立案された諸計画のみならず、ま

た議会に提出された教育・授業立法等にも多大な影響を及ぼした。Vgl. Alt. 教育諸計画は……A. a. O., S. 25 f. シュライエルマッハーガこのコンドルセの教育所計画を承知していたか否かを証拠だてる資料は未だ見出されていないで、その点不明である。

- (41) Schleiermacher. Lehre vom Staat. Sämmliche Werke. III. Abt., Bde., 8. Berlin 1845. S. 129.
- (42) Alt. 教育計画は……A. a. O., S. 65.
- (43) Ebenda. S. 68.
- (44) Ebenda. S. 70 ff.
- (45) Ebenda. S. 76 f.
- (46) Ebenda. S. 94 ff.

——文学部教授——